# 平成30年度

# 臨時 役員会(理事·監事)

# 議事録

平成31年 1月11日(金) 15:00~ 福岡生活衛生食品会館 3F 事務局 一般財団法人 福岡県学校安全振興会

## 平成30年度 一般財団法人福岡県学校安全振興会 臨時役員会 議事録

日 時 平成31年1月11日(金)15:00~

場 所 福岡生活衛生食品会館 3F 事務局

<出席者> 在籍数 理事6名 監事4名のうち、理事5名 監事2名出席 (敬称略)

○理事 今冨英樹 大澤俊朗 鶴我哲夫 一木栄子 平野孝幸

○監事 金子政彦 松岡優子

#### <役員会>

- 1 開会のことば(事務局長)
- 2 理事長 挨拶(今冨理事長)
- 3 出席数確認(事務局長)
  - \*\*\* 役員会の成立を確認
- 4 議長及び議事録署名人の選出
- (1)議 長

一般財団法人福岡県学校安全振興会定款第33条第3項に基づき、今冨理事長が議長就任する。

(2)議事録署名人 定款第37条第2項により、議事録署名人として、理事長及び監事2名を選出する。

#### 5 議 事

第1号議案 「第63回九州地区高等学校 PTA 連合会大会福岡大会」に係る後援・協 賛広告について

○議 長: 事務局に説明を求める。

●事務局: 第2回役員会の折に、協賛広告については決議されたが、紙面の大きさは決まっていなかった。また、後援について理事長と県高P連の三根会長とで協議を行うこととなっていた。その結果について理事長から報告をお願いする。

○議 長 : 理事長として12月7日に県高P連三根会長との協議した内容を報告する。 「主催が九高P連であることから、後援については、本県高P連単独では決定できない。九高P連での協議を受けて決まることになる。」 現時点では、三根会長から回答を受けておらず、2月中旬の九高P連の会議の結果を受けての回答となる。

●事務局: 協賛広告の紙面の大きさと金額については、前回の会議の折に示したとおりである。ここで、広告協賛の紙面の大きさ決めていただきたい。

◎A 理事 : 県高P連の地区研修会に於いても各地区10万円の助成を行っているので、1ページ10万円の協賛広告を行ってはいかがか。

◎B 理事 : 予算的には大丈夫か、また、広告内容はどうなるのか。

- ●事務局: 予算的には大丈夫。広告内容は、「共済事業概要」をよりわかりやすくしたものと考えている。次回の役員会で案を示したい。
- ○議 長 : 第1号議案について質問・意見を求める。 質問・意見なし。
- ○議 長 : 第1号議案について、後援は三根会長からの回答を待つこととして、「協賛広告は1ページ10万円」で良いか。

### 全員承認。

第2号議案 治療共済金「共済金額」改定(上限設定)について

○議 長:事務局に説明を求める。

●事務局: 第2回役員会の共済内容改定の決議を受けた。共済内容改定については、総合的に考える必要があることから、関連する第2号議案~第4号議案までの具体案の概要を説明。その後、収支バランスの悪化の現状及びその背景から、治療共済における改定案として給付額10万円の上限を設定する案を提案。

○議 長: 第2号議案について質問・意見等を求める。

◎C理事: 1災害当たりの治療共済金の平均が3.3万円であることと、本会の共済金がセンター見舞金の上乗せ給付からすると、支給上限を10万円に設定する案でよいのではないか。

◎A 理事 : 事務局からの説明では、上限10万円の設定することで、年間約100万円の支給削減となるようだが、生徒数減少による収入減にも対応できるのか。

●事務局: 支出減に向けた災害防止への働きかけに努めていくとともに、3年先の生徒数3%減少に対して補償内容改定の2020年度から数年間の状況を見ながら、厳しい状況が続けば、第2段の会費改定を検討していく。

◎A 理事 : 継続治療の場合は、現行センター給付が500円以上から本会に請求できるようだが、上限設定と合わせてこれを1500円に引き上げて、事務手続きや送付料の軽減を図ってはどうか。

◎B 理事 : 治療継続の請求については、現行のセンター支給500円以上から1500円に引き上げることによって、事務手続きや送付料等の軽減につながりよいのではないか。

◎C 理事 : 請求の仕方については、個人の請求が500円以上からでなく、学校として1500円 以上になって請求する方法もあるのではないか。

●事務局 : この件については、収支への具体的な数値データを調査して、改めて提案したい。

◎D理事: 学校現場では、5万円を超える大きな災害の場合には請求しやすいが、少額治療費の累積金額によって請求する場合は見落としやすい。また、10万円の上限設定についても、今後は請求金額の確認作業が必要となってくると思う。

○A 理事 : この件に関しては、事務局の方で学校の事務担当から意見を伺う等して、やりやすい方法を考えて欲しい。

○議 長 : 第2号議案について質問・意見を求める。 質問・意見なし。

○議 長 : 第2号議案について、「治療共済金の給付上限額を10万円とする。」で良いか。

#### 全員承認。

## 第3号議案 死亡共済金「共済金額」改定について

○議 長:事務局に説明を求める。

●事務局:新年度からのセンターの死亡見舞金引き上げに合わせて、本会もこれまで通りにセンターの5割給付すると、最高100万円の給付増になる。また、給付率を4割にすると200万円減になる。したがって、会費値上げを行わずに、本会の存在意義を考えて、現行の最高支給額1400万円に固定した給付としたい。なお、通学中や本人の過失割合減額については、センターに準ずるとする。

◎C理事 : 過去の死亡共済の実績はどうなっているのか。

●事務局: 平成21年度に、休み時間中の突然死ということで、センターの死亡見舞金1400万円の5割の700万円を給付しているが、ここ近年の給付実績はない。

◎B 理事 : 稀なケースであり、会費値上げをしないのであれば、現行の金額が妥当と考える。

○議長: ○議長: 第3号議案について質問・意見を求める。質問・意見なし。

○議 長: 第3号議案の死亡共済金については、「センター支給額の5割給付でなく、現行の 最高額1400万円とする。なお、通学中や本人の過失割合減はセンターに準ずる。」 で良いか。

#### 全員承認

第4号議案 後遺障害共済金「共済金額」改定について

○議 長: 事務局に説明を求める。

●事務局: 新年度からのセンターの後遺障害見舞金引き上げに合わせて、本会もこれまで通りにセンターの5割給付とすると、1級で最高115万円の給付増になる。また、給付率を4割にすると200万円減になる。したがって、会費値上げを行わずに、本会の存在意義を考慮して、1級の場合これまでの給付最高額1885万円とし、以下各等級に応じて現行の金額に固定した給付としたい。なお、通学中や本人の過失割合減額については、センターに準ずるとする。

◎B 理事 : 後遺障害には、過去どのような事例があるのか。

●事務局: 今回の資料にも掲載しているように、近年で多いときには年間2200万円から2700万円の給付がある。本年度も既に昨年度を上回る590万円を支給しており、事例として下腹部機能障害や視力障害等がある。

◎C 理事 : 後遺障害については、卒業後の進路選択にもかかわってくる問題であり、可能な限り充実した補償内容であるべきと考える。

◎A 理事 : 給付率を5割から4割に下げることも考えられるが、補償内容がかなり減額されるので、現行の給付金額とする案で良いのではないか。

○議 長 : 第4号議案について質問・意見を求める。 質問・意見なし。

○議 長 : 第4号議案の後遺障害については、「センター支給額の5割支給でなく、1級の最高額1885万円から14級の41万円までの各等級に応じた現行の金額給付とする。なお、通学中や本人の過失割合減はセンターに準ずる。」で良いか。

#### 全員承認。

○議 長	: その他、質問・意見がないため今回の議案を全て終了。本日の審論 謝すると同時に今後のご支援をお願いし退任。	えい 協力に感
以上をもっ	て全議事を終了する。	
	••••報告事項••••	
報告事項1	、2、3、4について、事務局長から詳細内容を報告。	
その他として、第3回役員会の日時及び第2回コンプライアンス委員会の開催確認を行う。		
6 閉会のことば(事務局長)		
「各役員の協力を依頼、又議事録署名をお願いして閉会。」		
以上決議を明確にするため議事録を作成し、議長並びに議事録署名人にて次に記名押印する。		
平成31年1月11日		
一般財団法人	福岡県学校安全振興会	
	議長(理事長)	
		<b>(F)</b>
	議事録署名人(監事)	
	議事録署名人(監事)	
		<b>(fi)</b>